

令和 6 年 6 月 12 日（水曜日）

美里町議会議会活性化
調査特別委員会会議録

（第 1 日目）

令和6年 美里町議会活性化調査特別委員会会議録（第1号）

令和6年6月12日（水曜日）

出席委員（12名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 山岸三男君

委員 赤坂芳則君

吉田二郎君

伊藤牧世君

櫻井功紀君

前原吉宏君

平吹俊雄君

柳田政喜君

藤田洋一君

鈴木恵悦君

佐野善弘君

欠席委員（なし）

議長 鈴木宏通君

議会事務局職員出席者

議会事務局長

伊藤博人君

事務局次長兼議事調査係長

佐藤俊幸君

主 事

佐藤理子君

令和6年6月12日（水曜日） 午後3時43分 開議

第1 第1分科会報告について

第2 第2分科会中間報告について

本日の会議に付した事件

第1 第1分科会報告について

第2 第2分科会中間報告について

午後 3 時 4 3 分 開議

○委員長（村松秀雄君） どうも、本会議お疲れさまでございました。

ただいまから議会活性化調査特別委員会を開催したいと思います。開催の前に一言御連絡を申し上げたいと思います。

今まで議会活性化調査特別委員会の報告書に、中間報告書、報告書につきましては、表題をして局長に朗読をしていただいておりますが、昨年よりですね、これをなしということをやっております。その辺の連絡が不徹底であり、前回の部分でも少しもめたということがありましたので、ここで確認をさせていただきます。表題につきましては局長は読まなくて、分科会委員長報告の中で委員長が朗読をしていただくという形になりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから議会活性化調査特別委員会を開きます。

議事日程につきましてはお配りしたとおりでございます。運営小委員会で決定をいたしました。

日程第 1、第 1 分科会報告について、第 1 分科会委員長から提出されました分科会報告書及び日程第 2、第 2 分科会委員長から提出されました分科会中間報告書につきましては、本日皆様のお手元にお配りしております。

ただいまの出席委員 12 名ですので、本特別委員会は成立しています。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 第 1 分科会報告について

○委員長（村松秀雄君） 日程 1、第 1 分科会報告についてを議題といたします。

第 1 分科会委員長から報告をしたいとの申出がありますので、発言を許可します。

柳田政喜第 1 分科会委員長、登壇願います。

〔柳田政喜第 1 分科会委員長、登壇〕

○第 1 分科会委員長（柳田政喜君） 議会活性化調査特別委員会第 1 分科会委員長柳田政喜でございます。

第 1 分科会報告書を朗読して報告させていただきます。

令和 6 年 5 月 7 日

議会活性化調査特別委員会

委員長 村 松 英 雄 殿

議会活性化調査特別委員会

第1分科会委員長 柳 田 政 喜

第1分科会報告書

本分科会に付託された事項について、次のとおり報告する。

1、付託事項でございます。

No.1の①②につきましては、報告済みでございます。

今回はNo.1の③議会事務局の体制強化、現員数の検証。

No.2、議員経費について。

①政務活動費、導入の検証についてでございます。

続きまして、2、経過でございます。

表のとおりでございます。皆さんのほうで御確認ください。

次ページでございます。

3、検討結果でございます。

本分科会への付託事項のうち、No.1「議会運営について③議会事務局の体制強化・現員数の検証」、No.2「議員経費について①政務活動費・導入の検証」について協議いたしました。その結果については下記のとおりであります。

1) 議会運営について。

③事務局体制の強化。

現員数の検証。

監査と兼務しており、負担が大きいことから正職員または会計年度任用職員1人を配置すべきである。

2) 議員経費について。

①政務活動費。

導入の検証。

必要な図書、調査研究費は措置されている。また、近年の報道により住民の理解を得ることは難しいと思われることから、現時点での導入は見送るべきであるとの結論に至りました。

次に、審査結果について説明いたします。

付託事項No.1、議会運営についての③議会事務局の体制強化の現員数の検証について。

まず、近隣町村状況を確認いたしました。県内21町村議会事務局員の条例定数平均は3.43人であるのに対し、平均実人数は3.47人であり、人口1万2,000人を超える近隣町村の議会事務

局職員は、本町以外4人以上となっております。

本町の状況であります。現在、美里町職員定数条例では、議会の事務局の職員5人となっております。これは旧町に事務局を合わせた定数であり、実人数は平成18年4月より事務局長1人、事務局員2人の3人体制であります。平成27年4月より2年間、会計年度任用職員1人を雇用し、4人体制としていた時期もございました。

事務局との意見交換を行い、意見交換後に委員から意見として現在3人体制で対応できているとのことだが、コロナ禍に起因する議会活動自粛による職務減少も考慮しなければならない。また、本会議中や監査、出張、休暇などによる事務局不在解消のためにも、新たに正職員、会計年度任用職員1人を配置すべきであるとの意見や、本来、議員個人がすべきである文書作成などの依頼は事務局の負担が大きいことから、議員自身が自粛すべきであるなどの意見が出されました。

検証の結果、現在、同規模の近隣町村議会事務局職員は4人以上となっている。これまで3人体制で対応してきたが、監査と兼務しており、共に専門的な知識、能力が求められ負担が大きいことから、負担軽減のため、正職員、会計年度任用職員1人の配置をすべきであるとの結論に至りました。

その他の意見としましては、議員定数の削減、音声認識システムの導入により、残業などの負担が軽減しているとの意見や、美里町職員定数条例では、議会の事務局の職員は5人となっており、現況との乖離の解消をすべきとの意見もございました。

続きまして、付託事項No.2、議員経費についての①政務活動費の導入の検証についてでございます。

検証結果を説明いたします。

まず、初めに、県内町村の状況を確認しております。県内21町村中、導入されているのは10町村であり、会派、個人に1人当たり5,000円から1万円交付されております。導入町村での使用状況であります。導入初年度には研修などの調査研究の利用もありますが、2年目以降定期購読書籍や個人の活動報告の印刷費用の利用がほとんどであります。

本町においては、各委員会、分科会に必要な調査研究のための予算が措置されており、書籍に関しても議会図書を設け、必要と思われる書籍を読むことができる状況にございます。委員から、導入するには住民に対する丁寧な説明を行い十分な理解を得る必要がある、適正利用のため、領収書、書類等の管理確認が必要となり、事務局、議員本人の負担が増加するなどの意見もありました。

検証の結果、本町においては各委員会により必要な調査研究活動費が確保されている。また、近年の不正使用報道などにより、住民の理解を得ることは難しいと思われることから、現時点での導入は見送るべきであるとの結論に至りました。

その他の意見といたしまして、これまでの議員生活において必要を感じなかったとか、導入町村の使途を見ると、必要とは思わないなどの意見もありました。

以上、議会活性化調査特別委員会第1分科会付託事項最終報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） これをもって、第1分科会委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑については、自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、第1分科会委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。第1分科会報告について委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村松秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、第1分科会委員長報告のとおりとすることに決しました。

日程第2 第2分科会中間報告について

○委員長（村松秀雄君） 日程第2、第2分科会中間報告についてを議題とします。

第2分科会委員長から報告をしたいとの申出がありますので、発言を許可します。

佐野善弘第2分科会委員長、登壇願います。

〔佐野善弘第2分科会委員長、登壇〕

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 第2分科会委員長の佐野善弘でございます。

御手元に配付されております第2分科会中間報告書に基づき、報告させていただきます。

令和6年5月23日

議会活性化調査特別委員会

委員長 村 松 英 雄 殿

議会活性化調査特別委員会

第2分科会中間報告書

本分科会に付託された事項について、次のとおり報告いたします。

1、付託事項はNo.3とNo.4でございまして、No.3の③の議会懇談会、No.4の議会だより編集特別委員会については報告済みでございます。本日につきましては、No.3の開かれた議会の②の情報公開の映像配信の検証並びに議会映像配信システムの検証でございます。

次に、2番目の経過でございます。

17回から22回、特に18回につきましてはですね、令和6年1月19日に女川町並びに大崎市に視察研修に出しております。

続きまして、結果でございます。

(1) No.3「開かれた議会について」の②について報告いたします。

②の情報公開の映像配信の検証でございます。

映像配信は、傍聴に行かなくても身近で議会の様子が見られる環境を町民に提供するため、平成25年12月より議場でのインターネットによるライブ中継、録画中継を開始いたしました。平成30年度からは、スマートフォンへの配信対応を開始しアクセス数が急増しました。また、令和3年度からは映像配信の経費の削減を検討し、Y o u T u b e 配信に切り替えたところであります。令和3年度、令和4年度のアクセス数が増加している状況を踏まえ、Y o u T u b e 配信を今後も継続することを確認しました。

なお、改善すべき点といたしまして、Y o u T u b e 配信におきまして、動画の冒頭部分に会議開始前の映像が15分から20分程度あることから、該当部分の削除または短縮が望ましいといたしました。

次の別紙の資料を御覧ください。

議会映像配信システムアクセスログ集計表でございます。

これは令和6年4月4日にデータを集計した内容でございます。平成25年の12月から映像配信をいたしておりまして、12月から3月までの25年で1,457件、これは録画とライブも含めてでございます。平成26年が2,567件、平成27年が2,001件、平成28年度が年間で1,761件、平成29年が年間で1,618件、平成30年度からスマートフォンでの配信対応をいたしまして、これが年間で4,118件ということで急激に配信件数が伸びております。令和元年が5,883件、令和2年度が5,160件、そして令和3年度からY o u T u b e 配信に切り替えておりまして、これは全部が一括になっておりまして、令和3年度が6,698件でございます。令和4年度が7,655件、令

和5年度が4,131件というふうなデータになっております。

戻っていただきまして、次ですね、議会映像配信の検証でございます。

現在使用している議場の放送設備は、平成18年の合併時から使用している機器で18年経過しております。カメラ、マイクロフォンともにアナログ機材を使用しております。このため故障時には交換部品がなく、修理等の対応ができずに放送設備を使用した議会の情報公開ができなくなる恐れがあります。コロナ禍で議会の傍聴を制限せざるを得なくなった際には、YouTube配信等による議会中継の重要性を再認識したところであり、早期のデジタル機器への更新が必要と考えます。また、自席や傍聴席から議場全体を見ることができない状況にあることから、自席や傍聴席から議会全体の様子を把握できるよう、議場内にモニターディスプレイを設置するなど、設備機材の機能向上、充実が必要であると考えます。

議会基本条例では、「議会は全ての会議を原則として公開するもの」と定めていることから、今後は委員会室の設置及び専用の録音機器、カメラ設備を整備するなど、さらなる情報公開の充実を図ることが課題であります。

それでですね、別紙の資料を見ていただきたいと思います。

これにつきまして、令和6年1月19日に視察研修した際の大崎市、女川町、うちを一覧にした表でございまして、本町の現状と比較してですね、それとどのようにしたらいいかというようなことで、変更案というふうなことでまとめた内容でございます。

まず、大崎市についてはデジタル対応で、令和5年の5月から運用を開始、これは新庁舎が完成してからでございます。議場内はこのような設備になっております。モニターディスプレイは議場内に、ファミリールームということでお子様連れでも仕切られていまして、お子様がしゃべっても議場内に漏れないような設備になっておりました。それと、下のほうの議場以外の全員協議会室、あるいは委員会室が3室、これについても録音機器なりマイクが設備されておりますので、これもこういうふうなことで新たな新庁舎とかのときに検討したら、それで課題というふうなことで挙げさせていただきます。

女川町につきましては、これもデジタル対応でございまして、平成30年11月運用開始でございます。これも新庁舎が完成して運用というかですね、開始してからの内容でございます。これ議場内にモニターディスプレイが70型ございまして、非常に全体が見やすいような状況でございます。

その次の欄が美里町の現状でございまして、全体のシステムがアナログ対応というふうなことで設置から18年、メンテの関係で部品がもうないですよというふうな状況でございます。今

はこのような状況でございます。ネットワーク配信ということで小牛田庁舎、南郷庁舎、あと Y o u T u b e 配信をしております。

変更案というふうなことで、現状のアナログ対応からデジタル対応の更新案というふうなことでございます。そのほかに現状あるカメラ設備、録音機器、有線マイク、スピーカーは更新、そのほかに新たに議場内にモニターディスプレイ、新規に2つ、あと残モニターが現在議場内にこちらにですね、皆さんから左手の上のほうにありますけれども、質問席もですね、一般質問の席にもですね、女川町とか大崎市あるものですから、その辺もいいんじゃないかなというふうなことで新規。それとですね、ワイヤレスマイク、例えば、会議始まる前に局長なんかは皆さんのほうに御連絡します。そういうときに、やはりワイヤレスマイクとか使った中でしゃべったほうがいいんじゃないということで、2つというふうな更新案をまとめております。

そういうことで大分古くなっておりますので、早期の更新が必要ではないかというふうなまとめにしております。

以上で、第2分科会の中間報告とさせていただきます。御審議いただき、御承認いただくようによろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） これをもって第2分科会委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑については、自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可します。質疑ありませんか。

5番柳田政喜委員。

○委員（柳田政喜君） 大変御苦労さまでございました。表までつくって、最新施設を見学してきたということで、最新施設への全ての更新とか、新規という形ですばらしい議場が出来上がるのかなと期待しておるところでございます。

そういった中でですね、これだけの施設を変えると相当な予算がかかると思うんですけども、それに関してはどれぐらいの予算を見ているんでしょうか。

○委員長（村松秀雄君） 11番佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） その辺の予算についてはですね、分科会では議論はしておりません。その辺については、こういう機器のシステムの内容等を精査してもらいまして、あとは事務局なり、町のほうにお願いしたいというような状況でございます。

○委員長（村松秀雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、第2分科会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。第2分科会中間報告について委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村松秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、第2分科会委員長報告のとおりとすることに決しました。

以上で、議会活性化調査特別委員会の本日の会議を終了します。

大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後4時06分 閉会

上記会議の経過は、事務局長伊藤博人が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年6月12日

委員長